

利用料金（令和6年8月1日改正）

(1) 短期入所生活介護利用料金

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	滞在費 食事代	
①	要介護度別単位数	603	672	745	815	884		(3)参照 ※食費は 朝 300 昼 700 夕 580
加 算	② 生活機能訓練体制加算	12						
	③ 看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	12						
	④ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22						
	⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	93	102	113	122	132		
1日当たりの単位合計		755	833	917	996	1,075		
単位合計×地域加算 10.83円 (A)		8,176円	9,021円	9,931円	10,786円	11,642円		
介護保険から給付される金額 (B)		7,358円	8,118円	8,937円	9,707円	10,477円		
自己負担額(A)－(B)		1割負担		818円	903円	994円	1,079円	
		2割負担		1,636円	1,805円	1,987円	2,158円	2,329円
		3割負担		2,453円	2,707円	2,980円	3,236円	3,493円

(2) 介護予防短期入所生活介護利用料金

要介護度		要支援1	要支援2		
①	要介護度別単位数	451	561		
加 算	② 生活機能訓練体制加算	12			
	② サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22			
	③ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	68	83		
1日当たりの単位合計		553	595		
単位合計×地域加算 10.83円 (A)		5,988円	6,443円		
介護保険から給付される金額 (B)		5,389円	5,798円		
自己負担額(A)－(B)		1割負担		599円	645円
		2割負担		1,198円	1,289円
		3割負担		1,797円	1,933円

※(1)、(2)ともに、療養食を提供した時は、療養食加算として1食につき8単位を加算します。

※自己負担額は端数処理により、僅かに金額が異なる可能性があります。

(3) 居住費(多床室)・食費と段階別自己負担上限額(1日あたり)

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費	自己負担上限		
第1段階	生活保護受給者		0円	300円		15,000円	
	住民税非課税世帯	高齢福祉年金受給者					
第2段階		合計所得額と年金収入額の合計が年間80万円以下 資産650万円以下(夫婦1,650万円以下)		430円	600円		15,000円
		第3段階①	合計所得額と年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下 資産550万円以下(夫婦1,650万円以下)		430円		1,000円
第3段階②			合計所得額と年金収入額の合計が年間120万円超 資産500万円以下(夫婦1,650万円以下)		430円		1,300円
	第4段階	住民税課税世帯で第5段階以外の方		915円	1,580円		44,400円
第5段階	課税所得145万円以上の方		915円	1,580円	44,400円		

(1)の1割負担合計額が下記の一定の上限を超えた場合には、申請により払い戻されます。(高額介護サービス費)

(4) 日用品費 1日 110円

日用品に含まれる主な内容は以下のとおりです。

歯ブラシ・歯磨き・義歯洗浄剤・口腔ティッシュ・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
スキンケア用品(化粧水・乳液)・入浴時に使用するシャンプー・ボディーソープ・タオル類等

(5) 利用者が、要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」といいます)を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦支払うものとします。

この場合、認定を受けたあと、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

(6) 利用開始前に利用者のご都合により利用を取消される場合は、下記の取消料がかかります。

①利用開始日の前日15時までにご連絡いただいた場合	無 料
②利用開始日の前日15時までにご連絡いただかなかった場合	1,000円